

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

上越教育大学附属中学校

【基本方針】 学校の再開に当たり、しばらくの間は次の四つを重点的に取り組みます。

○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

<三つの密>

- ・密閉 (換気の悪い空間にいる)
- ・密集 (手の届く距離に多くの人がいる)
- ・密接 (近距離での会話や発声がある)

○子どもたちの様子をよく「みる」

友達や先生方との別れを惜しみ分かち合う場、新たな出会いに向けたに十分な交流の場などの不足。ウイルス感染への不安、外出や思い切り部活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど。1か月余りの休業明けの子どもたちをよく「みる」ことが大切。

○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」、「今年も頑張ろう」という意識付けをする。

○未学習内容の確実な実施

【内容】

I 感染症対策

1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・正しく理解して、感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をする。

2 学校における感染症対策

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、登校前に「検温」「風邪症状の有無」を Google フォームに入力する。
- イ 発熱（37℃以上を目安、ただし個人差あり）や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させ、出席停止の扱いとする。
- ウ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、「校長が出席させなくてよいと認めた日」（出席停止）とし、生徒及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。

② 学校での健康観察

- ア 登校前に検温できなかった生徒は、教室に入る前に職員室前で検温し、異常のないことを確認後、教室へ移動する。
- イ 朝学活の健康観察は入念に行う。
- ウ 養護教諭は Google フォームでの報告を確認し、必要に応じて学級担任に知らせる。個々の記録は残しておく。
- エ 授業者は常時生徒の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な生徒には、積極的に声

を掛け、早期発見に努める。

オ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は早退し休養させる。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

① 手洗いや咳エチケットの徹底

・特に、ハンカチの携帯を指導する。

② 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

(3) 感染症対策の留意点

① 教室、職員室等の換気の徹底〔密閉対策〕

ア 常時換気できるように、窓や出入口扉等を2か所以上開ける。

(寒い場合は、窓を閉めず暖房や衣服で調整する)

イ 1時間に1回(5~10分程度)窓や出入り口を広く開け換気する。

・休み時間は出入口戸を開ける。(授業後に教科担任が指示する)

・換気扇がある場合は、常時使用する。

・休み時間に窓を1分程度全開に開ける。

・授業途中でも必要に応じて換気する。

② 生徒同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。

・座席はつげず、できるだけ離す。

イ 授業中は常にマスクを付けるとともに、身体の接触を避ける。

・班活動は、できる限り行わない指導の工夫をする。

・体育の授業はマスクを外して活動する。ただし、1m以上間隔を空けること。

ウ 合唱や楽器演奏を行う場合は、十分に間隔を空け、換気を十分に行う。

③ 手洗いの徹底について

・学級担任から指導する。

ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。

・登校後、給食前、トイレの後、清掃の後、実習・実技等は特に入念に手洗いをを行う。

イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。

④ 校内の消毒(次亜塩素酸ナトリウム0.02%水溶液または漂白剤希釈液)

ア 市内で感染者が出た場合など、必要に応じて、教室やトイレ等の場所で、多くの生徒が手を触れる箇所、ドアノブ(取っ手)、机、椅子、手すり、スイッチ、蛇口等を消毒液を使用して清拭する。

・生徒帰宅後、全職員で消毒する。(分担は別途)

・スプレー等の準備(養護教諭)

イ 消毒作業は教職員で行い、生徒には行わせない。

⑤ 教具・用具について

ア できる限り教具・用具の共有は避ける。

イ 共有した場合は、授業後必ず手を洗う。

ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。

⑥ 清掃時の留意点

ア 不要な接触を避ける(縦割り、学級を超えるは×)。

・各教室は、学級ごとに割り振った当番を決めて輪番で行う。

・特別教室は、部活動の時間、メンバーを基本として清掃を行う。

イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。

- ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し、私語をしない。
 - ウ すべての窓を大きく開けて清掃する。
 - エ 終了後は必ず石けんで手を洗う。
 - オ 生徒による清掃は、普段の清掃の方法とし、各教室の清掃は5限放課の月曜日と木曜日の終学活終了後とする。
- ⑦ 登下校時の留意点
- ア 必要に応じて、交通機関の混雑を避けるため、登校時間を遅らせる。
 - イ 玄関口にとどまらず、すみやかに教室に行く、下校するよう指導する。
 - ウ 下校時に生徒が玄関に密集しないよう、分散して下校するなどの指導をする。
 - エ 電車・バス通学の生徒は、清掃当番等の配慮を行うとともに個別に状況を聞き対応する。
- ⑧ 給食時の留意事項
- ア 配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。
 - ・自分の給食は自分で配膳する。
 - ・すべての生徒の手洗いの徹底。
 - ・対面給食をせず、黒板を向いて食べる。
 - イ 給食当番は、学年ごとに時間をずらして配膳室に給食を取りに行かせる。
- ⑨ 学校図書利用の留意事項
- ア 図書室は本の貸出しのみを行い、図書室での机や椅子での読書はしない。
 - イ 貸出しの手続きは、教職員が行う。

(4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

①教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、生徒と同様 Google フォームに入力して出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。
 - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 勤務中は、授業中でも職員室でもマスクを使用する。
- エ 職場以外でも、不要不急の外出や人の集まる所への出入りを控える。
- オ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- カ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と生徒、生徒間の机をできるだけ離す。
 - ・会議等の中止や短縮、業務場所の分散に取り組む。
- エ 会議等を行う場合でも、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。
 - ・会議は場所、時間（内容の精選）等を工夫して実施する。

3 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

- (1) 生徒が感染した場合・・・生徒は治癒するまで出席停止。

上越教育大学危機管理室ならびに危機管理対策本部が関係機関と相談の上、臨時休業の期間に

ついて判断する。

(2) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は病気休暇。

上越教育大学危機管理室ならびに危機管理対策本部が相談の上、最低 14 日の臨時休業とする。

(3) 児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合

・・・生徒は最低 14 日間の出席停止。当該教職員は最低 14 日間の自宅待機とする。

<濃厚接触者の範囲>

○学校での参考例

- ・換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教務室や教室の座席が、感染者の両隣、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることができる近い距離で会話した。など

○一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、機内を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる者を診察、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として 2 m)で、必要な感染予防策なしで患者と接触があった者

4 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

① 生徒の感染が判明した場合

- ・上越教育大学危機管理室の判断により 14 日間の臨時休校とし、全生徒を出席停止とする。

② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・濃厚接触者と認められる場合は、最低 14 日間は出席停止とし、症状を観察する。

③ 生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるとき

- ・速やかに帰宅させる。

④ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合

⑤ 上越市内で感染者が発覚した場合

- ・上越私立学校の対応を参考に 14 日間～3 日間の臨時休校とする。

(2) 「登校許可証明書」の提出について

上記の②～⑤については不要とする。

(3) 発生報告について

感染が確認された児童生徒、濃厚接触者に特定された生徒等について情報を得た場合は、附属学校課（附属小学校事務室）に報告する。

II 教育活動

5月19日（火）発行の「0519 新しい学校生活について」に準ずる。